

沖縄県スポーツ少年団指導者協議会会則

第1章 総則

第1条 この会則は、沖縄県スポーツ少年団規程第21条の規定に基づき、沖縄県スポーツ少年団指導者協議会（以下「本協議会」という。）に関することを定める。

第2章 目的

第2条 本協議会は、沖縄県のスポーツ少年団指導者が、相互に緊密な連携を保ち、生涯スポーツの基礎・基本の周知徹底を目指し、スポーツ少年団活動の諸問題を研究協議する中で自己研鑽に努め、指導者の資質向上を図り、沖縄県スポーツ少年団活動の充実と発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指導者の資質向上及び意識高揚のための各種講習会・研修会の開催
- (2) 指導者の交流と情報交換の促進
- (3) 指導活動の安全対策の研究と周知徹底
- (4) 指導者育成及び指導体制の確立
- (5) 指導法及び指導技術の研究開発の促進
- (6) 沖縄県スポーツ少年団事業への協力と推進
- (7) 沖縄県スポーツ少年団リーダーの養成及び組織化の推進
- (8) 県内外及び国外各種講習会・研修会への派遣事業の推進
- (9) 調査研究及び広報活動の実施
- (10) その他、本協議会の目的達成に必要な事業

第4章 構成

第4条 本協議会は、市町村スポーツ少年団登録指導者をもって構成する。

第5章 役員

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長・・・・・・1名
- (2) 副 会 長・・・・・・2名
- (3) 運営委員・・・・・・10名以内（会長・副会長含む）
- (4) 委 員・・・・・・20名以上41名以内

第6条 委員は、市町村スポーツ少年団から各1名を選出し、会長が委嘱する。

2 会長は、前項のほか、学識経験者及び必要機関から委員を委嘱することができる。

第7条 会長は、沖縄県スポーツ少年団本部長が沖縄県スポーツ少年団副本部長の中からこれを委嘱する。

2 会長は、本協議会を代表し、業務を統括する。

第8条 副会長は、運営委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代行する。

第9条 運営委員は、次の各号に掲げる10名以内をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 沖縄県スポーツ少年団副本部長・・・・1名以内
- (2) 市町村スポーツ少年団代表・・・・・・5名以内
- (3) 学 識 経 験 者・・・・・・4名以内

第10条 本協議会の役員はの任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまではなおその職務を行う。
- 4 役員の解任については、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款第 30 条に準ずる。
- 5 役員は、就任時に 70 歳未満でなければならない。

第 6 章 会議

第 11 条 本協議会の会議は、委員総会及び運営委員会とする。

第 12 条 委員総会は、会長、副会長、運営委員及び委員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選出及び承認
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び予算
- (4) その他、業務に関する重要事項

2 委員総会は、毎年 2 回会長がこれを招集し議長となる。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

第 13 条 運営委員会は、会長、副会長、運営委員をもって構成し、次の事項を議決し執行する。

- (1) 目的事業に関する事項
- (2) 委員総会に附する事項
- (3) その他、本協議会の運営に関する事項

2 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集し議長となる。

第 14 条 本協議会の会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。但し、学識経験者を除き、出席できない構成員は、所属する団体の他の者に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。

2 学識経験者は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 本協議会の議事は、それぞれ出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第 15 条 本協議会の会議には議事録を作成し、会長捺印の上、これを保存する。

第 7 章 沖縄県スポーツ少年団リーダー会

第 16 条 沖縄県スポーツ少年団のリーダーが相互に緊密に連携し、資質の向上を図るため沖縄県スポーツ少年団リーダー会（以下「リーダー会」という。）を置く。

2 リーダー会について必要な事項は、本協議会の承認を得て別に定める。

第 8 章 事務局

第 17 条 本協議会の事務局は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会・沖縄県スポーツ少年団内に置く。

第 9 章 本会則の変更

第 18 条 この会則は、沖縄県スポーツ少年団委員総会の同意を得た後、本会理事会の承認を得て変更することができる。

附則

1 この会則は、昭和 42 年 2 月 17 日から施行する。

この会則は、第 3 条（1）に規定されている市町村スポーツ少年団が設置されていない市町村は、当分の間市町村教育委員会又は、市町村体育協会を市町村スポーツ少年団とみなす。

2 この会則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

3 この会則は、昭和 51 年 10 月 1 日から施行する。

4 この会則は、昭和 62 年 8 月 18 日から施行する。

5 この会則は、平成 4 年 2 月 26 日から施行する。

この会則は、第 10 条に規定されている役員の任期について、今期役員にかぎり平成 5 年 3 月 31 日までとする。

6 この会則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

- 7 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 8 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。